

平成27年度
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会 活動のまとめ

平成28年10月
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
契約監視委員会

目次

1.はじめに.....	2
2.平成27年度の委員会の活動.....	2
3.調達等合理化計画の点検の概要.....	2
(1)平成27年度計画策定時の点検について	2
①手続き面	3
②内容面	3
(2)平成27年度終了後の自己評価の際の点検について.....	3
(3)平成28年度計画策定時の点検について.....	3
4.随意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要	3
(1)随意契約	4
(2)一者応札・一者応募及び2か年連続一者応札・応募	4
5.平成28年度の委員会における審議の進め方について	5

別紙1:契約監視委員会構成員

別紙2:審議の経過

別紙3:議事要旨

1. はじめに

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構契約監視委員会(以下「委員会」という。)は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、平成27年9月9日に、改組・設置された。

注:改組前の宇宙航空研究開発機構契約監視委員会は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務として、設置されていた。

委員会は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)が毎年度策定する調達等合理化計画(以下「計画」という。)について、計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準に従い機構における契約の点検及び見直しを行い、理事長に意見を提出することを任務としている。

本資料は、平成27年度に委員会が行った活動とその結果としての意見の概要をまとめたものである。

2. 平成27年度の委員会の活動

平成27年度においては、委員会を4回開催(別紙2参照)し、機構の平成27年度調達等合理化計画の策定及び年度終了後の自己評価の際の点検並びに平成28年度調達等合理化計画の策定の際の点検を行うとともに、平成27年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの契約について点検を行った。

3. 調達等合理化計画の点検の概要

(1) 平成27年度計画策定時の点検について

平成27年7月8日から同年7月15日の間に、機構から各委員に個別に計画案の説明があり、主として次の観点から点検を行い、意見を述べた。最終的には、平成27年9月11日の委員会において、報告を受け、確認した。

① 手続き面:

計画案の策定、公表等の手続きが、政府の要請文書（「独立行政法人における調達等合理化の取組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」（平成27年5月25日総務省行政管理局）に合致したものであるかどうか並びに機構内の適正な策定手続（立案手続き、契約審査委員会における審査、機構としての意思決定の方法など）を行っているかどうか。

② 内容面:

計画案の内容が、政府の要請文書（上記①）に合致しているかどうか及び国立研究開発法人である機構の事務・事業の特性を踏まえ妥当な調達合理化の計画となっているかどうか。

(2) 平成27年度終了後の自己評価の際の点検について

平成27年9月11日及び平成27年12月18日に開催された委員会において、第1、2四半期の計画の実施状況について報告を受けた。年度終了後、平成28年4月22日に開催した委員会において、平成27年度実施結果に関する機構の自己評価について説明を受け、点検を行った。特に問題となる自己評価結果はなかった。

(3) 平成28年度計画策定期の点検について

平成28年6月10日に開催された委員会において、機構契約部から平成27年度計画との相違点を中心に説明を受けたうえ、上記3. (1)と同様の観点から点検を行った。特に問題となるものはなかった。

4. 隨意契約、一者応札・応募などの個別契約についての点検の概要

機構における随意契約、一者応札・応募などの契約については、機構の契約審査委員会（委員長は財務・契約等を担当する理事）において、全件、報告・審査が行われ、その後、同一の資料及び議事録を用いて、監事（委員会の委員）に説明があり、質問や追加の資料要求など必要なチェックを行っている。

この状況を踏まえ、年間4回開催した委員会においては、随意契約、一者応募・応札となった契約及び2か年連続一者応札・応募となった

契約について、全対象案件から、契約金額などを考慮して点検対象を選定し、点検を行った。

(1)隨意契約

平成27年度に締結した競争性のない随意契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方針及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となるような契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、随意契約の根拠条項、必要条件、随意契約理由などの説明を受ける。
- ② 各委員と担当者の間で、質疑応答、意見交換を行う。
- ③ 問題となる事項があればそれを確認する。問題とは言えないまでも、今後の調達・契約に当たって改善を検討すべき事項、留意すべき事項などがあれば、それを確認する。

第2回委員会の「平成27年度大気球実験のための気球健全性評価及び放球支援作業」の質疑に代表されるように、委員会の場において行った補足説明内容について、当初から随意契約理由としてより詳細に記述することが望ましいとされた案件があり、今後改善していくこととした。

(2)一者応札・一者応募及び2か年度連続一者応札・応募

平成27年度契約のうち一者応札・一者応募となった契約について、全対象案件の中から、契約額の高い契約及び一般的な機器や作業の契約を中心に委員会として対象を選定し、次の方針及び内容により点検を行った。点検の結果、問題となる契約はなかった。

(点検の方法及び内容)

- ① 機構の原局及び契約部門の担当者から、資料により、調達・契約の概要、入札の概要(公告期間、競争参加資格、履行期間など)、仕様書の内容、予定価格、ヒアリング結果(仕様書を受領したが入札に参加しなかった者などへの不参加理由等のヒアリング)、今後の改善検討事項などの説明を受ける。

②及び③は、随意契約の場合と同じ。

第4回委員会の「臼田宇宙空間観測所 信号発生器の調達」の質疑において、委員から、機器の調達に係る仕様要求は、まず機能要求、次に複数のメーカー機種がある場合については出来る限り製品名を列記、最後は代表例を挙げてその相当品を記述した方が入札者等にとって分かり易いとの意見があり、今後改善していくこととした。

5. 平成28年度の委員会における審議の進め方について

平成28年度に締結した随意契約、一者応札・応募などの個別契約について事後点検を行うとともに、平成28年度調達等合理化計画の実施結果に関する年度終了後の機構の自己評価について点検を行う。また、平成29年6月末までに策定する平成29年度調達等合理化計画の点検を行う。

なお、審議の方法については、今後も、機構の契約制度や個別案件の審査の手続きのチェック及び調達等合理化計画の進捗状況の確認を主眼として、4半期に一回程度開催するとともに、引き続き契約の点検等を行う方法が適切かつ効果的であると考える。

以上

契約監視委員会 構成員

(委員長) 大木 一夫 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 顧問

大久保 涼 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

堀田 佳文 千葉大学法政経学部法政経学科 准教授

長沢 誠 長沢会計事務所 公認会計士

城野 宜臣 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事
(平成27年9月30日まで)

大矢 和子 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事
(平成27年10月1日から)

高橋 光政 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事

審議の経過

	開催日と出席委員	主な議題
第1回	平成27年9月11日 大木委員長、 堀田委員、長沢委員、 城野委員、高橋委員	・随契基準の見直し結果の運用状況 ・契約監視委員会設置規程の改正 ・調達等合理化計画(案)の点検要旨(案) ・平成27年度調達等合理化計画の報告 ・同計画の第1四半期実施状況 ・平成27度第1四半期に新規に締結した 契約の点検
第2回	平成27年12月18日 大木委員長、 大久保委員、 堀田委員、高橋委員	・第1回契約監視委員会のフォローアップ ・平成27年度調達等合理化計画の第2四 半期実施状況 ・平成27年度第2四半期に新規に締結し た契約の点検
第3回	平成28年4月22日 大木委員長、 大久保委員、 堀田委員、長沢委員、 高橋委員、大矢委員	・第2回契約監視委員会のフォローアップ ・平成27年度調達等合理化計画の自己 評価の点検 ・平成27年度第3四半期に新規に締結し た契約の点検
第4回	平成28年6月10日 大木委員長、 大久保委員、 堀田委員、長沢委員、 高橋委員、大矢委員	・第3回契約監視委員会のフォローアップ ・平成28年度調達合理化計画の点検 ・平成27年度第4四半期に新規に締結し た契約の点検

第1回 平成27年9月11日

競争性のない随意契約			3件	①SJパワーMOSFETの開発(その2) ②平成27年度 相模原キャンパス 試験設備等の運用業務 ③ITU世界無線通信会議議題およびITU研究委員会に関する寄与文書等検討業務
企画競争			1件	④ワイヤレスハーネス技術の宇宙機適用に関する研究開発
公募			0件	
競争入札	一般競争	価格評価	2件	⑤平成27年度 液化水素の調達 ⑥平成27年度 電子部品の研究に係る技術支援
		総合評価	0件	
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

①SJパワーMOSFETの開発(その2)[随意契約]

委員から、契約相手方以外に、当該技術を有する者がいないことをどのように調査したか質問があり、機構から予備開発フェーズで参加者公募を行った際に一社応募であり、そのフェーズアップであるため随意契約であるなどの補足説明がなされ、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(工))」を根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

②平成27年度 相模原キャンパス 試験設備等の運用業務[随意契約]

本件は平成27年度から改訂された「機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき(契約事務実施要領第69条第1項(テ))」を適用して随意契約としたものであり、委員から、単に一者応札ただけでなく事実上一者に限定されることが間接的に証明されたことが要件であり慎重な運用が必要との意見があった。過去の一者応札の状況などを含めて説明され、本条項を根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

③ITU世界無線通信会議議題およびITU研究委員会に関する寄与文書等検討業務
[随意契約]

本件は平成 27 年度から改訂された「機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(テ))」を適用して随意契約としたものであり、過去の一者応札の状況などを含めて説明され、本条項を根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。なお、委員から、契約形態の変更を含め、検討するよう意見があった。

④ワイヤレスハーネス技術の宇宙機適用に関する研究開発[一者応札・企画競争]

一者応募となった事由として、機構が抱える技術課題を解決するために公募する「JAXAオープンラボ公募制度(技術提案型)」という特徴的な形態であり、本課題については平成 24 年 2 月から公募を開始し、4 回目で初めて応募があったものであること等の説明がなされ、問題ないことが確認された。

⑤平成 27 年度 液化水素の調達[一者応札]

一者応札となった事由として、水素ガスの販売業者は複数存在するが、設備投資が必要な液体水素販売業者は一社しか存在しないこと、水素以外の液ガスを納入している会社に声掛けしたが応札しなかったことなどの説明がなされ、問題ないことが確認された。

⑥平成 27 年度 電子部品の研究に係る技術支援[一者応札]

一者応札となった事由として、過去に仕様書を受領したが応札しなかった企業への聞き取り結果などから放射線取扱業務を行えるものが限られることが主要因と考えられること、今後も入札時には履行能力を有するものに声掛けを行うこと、契約を複数年度から単年度にするなど新規業者への参入障壁を下げる工夫を行っていることなどの説明がなされ、問題ないことが確認された。

第2回 平成27年12月18日

競争性のない随意契約			5 件	①小型月着陸実験機(SLIM)の概念設計 (推進系スラスタ検討) ②乱気流情報提供装置の開発(その1) ③平成27年度大気球実験のための気球健全性評価及び放球支援作業 ④平成27年度大気球実験作業支援業務 ⑤平成27年度大気球実験のための気球追尾管制支援作業	
企画競争			0 件		
公募			0 件		
競争入札	一般競争	価格評価	3 件	⑥ASTRO-H相乗り小型副衛星の試験、 射場搬入前作業及び射場作業 ⑦調布航空宇宙センター管理業務調査分析 作業 ⑧平成27年度 角田宇宙センター 配管継手等の購入	
				⑨総合評価 0 件	
	指名競争	価格競争		⑩総合評価 0 件	
				⑪総合評価 0 件	

主な質疑は以下のとおり。

①小型月着陸実験機(SLIM)の概念設計(推進系スラスタ検討) [随意契約]

委員から、今回提案のセラミックスのスラスタを作れる会社は他にないのか、及びスラスタにセラミックスを使用することの決定の経緯について質問があり、他に製造可能な会社はないこと及びプロジェクト準備審査で仕様が検討決定されたことが説明され、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

②乱気流情報提供装置の開発(その1) [随意契約]

委員から、開発契約に至る以前に契約相手方を選定した際の手法について質問があり、一般競争入札で二者が応札した結果、選定されたことが説明され、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させ

ることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(工))」を根拠に随意契約したことにつき、問題ないことが確認された。

③平成27年度大気球実験のための気球健全性評価及び放球支援作業[随意契約]

委員から、気球を製造している会社は複数者あるのではないかとの質問があり、機構から、ゴム気球製造会社であれば日本に2、3社あるが、成層圏まで飛べるポリエチレン気球を作れる会社は我が国で一社しかないと理由から、「飛翔体…製造技術…」を有する者が一に限定される(契約事務実施要領第69条第1項第1号(ウ))」という根拠に随意契約したことにつき、問題ないことが確認された。

ただし、委員から、海外企業から調達できない合理的理由も含め、随意契約理由をより詳細に記述するよう意見が有り、今後改善していくこととした。

④平成27年度大気球実験作業支援業務[随意契約]

本件は北海道大樹航空宇宙実験場で実施されるものであり、実験期間中のスケジュール変更に対応しつつ複数の重機を扱える要員を配置しなければならないことなどの要件から実施できる企業が限定されることが説明され、「機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき(契約事務実施要領第69条第1項(テ))」を根拠に随意契約したことにつき、問題ないことが確認された。

⑤平成27年度大気球実験のための気球追尾管制支援作業[随意契約]

本件は北海道大樹航空宇宙実験場で実施される気球追尾管制支援作業に必要な各種システムの運用であり、不具合が発生したときには早急な復旧対策を講じることが可能な要員を配置しなければならないことなどの要件から実施できる企業が限定されることが説明され、「過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様…過去の契約…一者応札又は一者応募が続いているとき(契約事務実施要領第69条第1項(テ))」を根拠に随意契約したことにつき、問題ないことが確認された。

⑥ASTRO-H相乗り小型副衛星の試験、射場搬入前作業及び射場作業

[一者応札]

委員から、事前審査で不合格となった業者に関する経緯と理由について質問があり、事前説明会も開催し質疑応答も経たうえで必要書類が提出されなかつたことなどが説明され、問題ないことが確認された。

⑦調布航空宇宙センター管理業務調査分析作業[一者応札]

委員から仕様内容について質問があり、現在は派遣、請負、委託等の契約形態が混在している管理業務を外注化するための分析作業であることが説明された。また、どのような業態の企業で実施できると想定されていたかについて質問が有り、派遣業者でコンサルタントを行うような企業が想定されていることが説明され、問題ないことが確認された。

⑧平成27年度 角田宇宙センター 配管継手等の購入[一者応札]

委員から、数百種の配管継手を供給できるのは一者しか想定されず随意契約も可能な案件ではないかとの意見があり、同等品を提供できる企業が存在する可能性があるため入札したことが説明され、問題ないことが確認された。

なお、纏め調達と一括在庫管理によるコスト削減及び調達事務の軽減化を企図した調達形態であることが説明され、良い試みであるとのコメントがあった。

第3回 平成28年4月22日

競争性のない随意契約			2件	①H3ロケット LE-5B-3フィージビリティ試験用液ガス類の購入 ②平成27年度 宇宙環境試験室 温度環境試験装置の定期点検及び校正等
企画競争			0件	
公募			0件	
競争入札	一般競争	価格評価	4件	③種子島宇宙センター竹崎展望台・映像音声配信システムの老朽化更新 ④供給系総合試験設備 防災設備の改修 ⑤実験用ヘリコプタへの計測装置および画像変換装置の搭載(その2) ⑥平成27年度宇宙航空事業に関する国民の意識調査
			0件	
	指名競争	価格競争	0件	
		総合評価	0件	

主な質疑は以下のとおり。

①H3ロケット LE-5B-3フィージビリティ試験用液ガス類の購入[随意契約]

入札に付したところ一者応札で落札に至らず、不落随意契約の価格交渉も成立せず、試験日程が迫っていて他に応札見込のある者もいないことから随意契約となつたことなどが説明され、「緊急の必要があるため、競争に付すことができない（契約事務実施要領第69条第1項（セ））」ことを根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

②平成27年度 宇宙環境試験室 温度環境試験装置の定期点検及び校正等

[随意契約]

本契約の目的及び性質が説明され、「既存の設備又は製品等の維持、保守点検、整備、改修、機能付加、又は改善を行うための契約であり、当該設備又は製品等を製造した者以外では実施できないとき（契約事務実施要領第69条第1項（オ））」ことを根拠に随意契約としたことにつき、問題ないことが確認された。

③種子島宇宙センター竹崎展望台・映像音声配信システムの老朽化更新

[一者応札]

仕様書を受領したが応札しなかった企業への聞き取り結果などが説明され、問題ないことが確認された。なお、

類似案件があった場合に複数応札となるよう、聞き取り結果を分析し対策を検討することとされた。

④供給系総合試験設備 防災設備の改修[一者応札]

本件は、等級適格を拡大したり、建設業者にも声掛けするなど複数応札となるよう工夫したことが説明され、一者応札の原因は既存設備とのインターフェース部分が多いこととの考察が示され、問題ないことが確認された。

⑤実験用ヘリコプタへの計測装置および画像変換装置の搭載(その2)[一者応札]

委員から、ヘリコプタ製造企業と受注企業との関係について質問があり、機構から、特別指定メンテナンスセンターとして指定されている会社であるが、指定されていない会社でも作業等は出来るため入札に付したことが説明され、問題ないことが確認された。

なお、委員から入札日から契約締結日までの、いわゆる「準備期間」が「0日間」であることに対し、準備期間が不要であっても新規参入に支障がないことについて入札等の適正性チェックシートに補足したほうが望ましいと言うコメントがあり、今後改善することとされた。

⑥平成27年度宇宙航空事業に関する国民の意識調査[一者応札]

仕様書を受領したが応札しなかった企業からの聞き取り結果が示され、履行時期が繁忙期と重なることなどが理由であるとの考察が示され、問題ないことが確認された。

なお、委員から、一般的な調査であり、時期の前倒しなど工夫ができないかとの意見が示され、打上スケジュール等を勘案しつつ、次年度は時期の見直しの可能性を検討することとされた。

第4回 平成28年6月10日

競争性のない随意契約		3 件	①イプシロンロケット3号機の製作 ②月探査シナリオの実現に向けた機構系システムレベル技術検討(その2) ③H-IIAロケット30号機打上げに伴う事務機器の賃貸借(レンタル)及び保守点検
企画競争		0 件	
公募		0 件	
競争入札	一般競争	価格評価	3 件
		④in-situトライボロジー試験設備の整備 ⑤ラムジェットエンジン試験設備 H28.1期M4試験支援作業 ⑥臼田宇宙空間観測所 信号発生器の調達	
	総合評価	0 件	
指名競争	価格競争	0 件	
	総合評価	0 件	

主な質疑は以下の通り。

①イプシロンロケット3号機の製作[随意契約]

契約相手方は、イプシロンロケットの機体システム開発を行った企業であり、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1号(ウ))」を根拠に随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

②月探査シナリオの実現に向けた機構系システムレベル技術検討(その2)[随意契約]

委員から、(その2)以前の契約の調達方式について質問があり、(その1)及びその前の概念検討については随意契約だが、その検討に入る際は競争入札で二社が応札したことなどが説明され、本契約については、「継続的な研究開発に伴い締結する契約であって、過去の機構との契約において契約相手方に蓄積された技術等を活用するものであり、かつ当該相手方以外に実施させることが技術的、時間的又は経済的な理由により困難であるとき(契約事務実施要領第69条第1項(エ))」を根拠に随意契約としたことにつき、問題がないことが確認された。

③H-II Aロケット30号機打上げに伴う事務機器の賃貸借(レンタル)及び保守点検
[随意契約]

従来から同様の契約は全て一者応札であり、島内の他の複合機等取扱い企業にヒアリングしたところ、打上時期という短期間に台数の多いレンタルで 24 時間の保守が必要であり、新たに投資してまでの対応は考えていないということで「機構が過去に複数回締結した契約と実質的に同じ仕様の案件であって、過去の契約を締結した際に一者応札又は一者応募が続いているとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(テ))」を根拠に随意契約したことにつき、問題がないことが確認された。

④in-situトライボロジー試験設備の整備[一者応札]

試験装置を構成する装置を製造しているのは世界的にも数社しかなく、全装置の要求仕様を満たすことのできる業者が少なかったことなどから一者応札となったとの考察が示され、問題ないことが確認された。

⑤ラムジェットエンジン試験設備 H28. 1期M4試験支援作業[一者応札]

委員から、製造企業が応札していないことについて質問が有り、当該企業はラムジェット関係事業から撤退したことが説明され、問題ないことが確認された。

⑥臼田宇宙空間観測所 信号発生器の調達 [一者応札]

委員から要求した仕様の内容について質問があり、20 年前に調達した機器が劣化したため、同一機器かその同等品を調達要求としたことなどが説明され、問題ないことが確認された。

なお、委員から、仕様要求は、まず機能要求、次に複数のメーカー機種がある場合については出来る限り製品名を列記、最後は代表例を挙げてその相当品を記述した方が入札者等にとって分かり易いとの意見があり、今後改善していくこととした。

また、第4四半期の一者応札は、複数の契約で公告期間は 30 日前後で 10 日以上公告という規則には合致しているが、年末年始を跨ぐ入札の場合は休日期間を考慮して運用するようコメントがあり、今後留意することとされた。

平成27年度第1回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時: 平成27年9月11日(金) 10:00~12:00
2. 場 所: JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者: 大木委員長、堀田委員、長沢委員、城野委員、高橋委員
(大久保委員は欠席)
4. 審議概要:
 - (1) 随契基準の見直し結果の運用状況について

契約部より、平成26年度に総務省より随意契約によることができる具体的なケースが示され個別の事例に応じて各法人において判断することとされたことを受け、随契基準の見直しを行ったが、3回連続一者応札案件の運用、随契基準の運用状況等について報告があった。
 - (2) 平成26年度第4回契約監視委員会のフォローアップ

契約部より、平成26年度第4回契約監視委員会でのアクションアイテムについて報告し、了承された。
 - (3) 契約監視委員会設置規程の改正について

評価・監査部から、契約監視委員会設置規程の改正について報告があった。
 - (4) 調達等合理化計画(案)の点検要旨(案)について

事務局より、調達等合理化計画(案)の点検要旨について、契約監視委員会が「調達等合理化計画」の策定時の点検を行うため、持ち回り審議を行った記録である旨を報告し、了承された。
 - (5) 平成27年度調達等合理化計画について

契約部から、平成27年度調達等合理化計画について報告があった。
 - (6) 調達等合理化計画のフォローアップ

契約部から、調達等合理化計画に基づく第1四半期分の契約実績について説明があった。
なお、随意契約の増加と一者応札・応募(参加者確認公募を含む)の減少に

については、詳細な分析が必要なことから次回の契約監視委員会に報告することとされた。

また、関係法人との随意契約については、これまで以上に明確に説明できるよう意見があった。

(7) 平成27年度第1四半期に新規に締結した契約の点検

平成27年度第1四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われた。

随意契約によることができる場合の「実質的に同じ仕様の案件で複数回連續で一者のみが応札又は応募した場合が続いているとき」を理由に随契とした案件について、当該随契理由の適用、運用状況について次の委員会で報告することとなった。

また、2か年連続して一者応札・応募となった調達案件について、参加者確認公募や、これまで同様に請負業務として実施するか等、契約の仕組みを含め検討するよう意見があった。

以 上

平成27年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時: 平成27年12月18日(金) 10:00~12:00
2. 場 所: JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者: 大木委員長、大久保委員、堀田委員、高橋委員
(長沢委員、大矢委員は欠席)
4. 審議概要:
 - (1) 平成27年度第1回契約監視委員会のフォローアップ
第1回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
第1回契約監視委員会でのアクション・アイテムについて契約部より報告し、了承された。
 - (2) 調達等合理化計画のフォローアップ
契約部から調達等合理化計画の実施状況について、第1、第2四半期の契約の状況及びその分析について報告があった。
 - (3) 平成27年度第2四半期に新規に締結した契約の点検
平成27年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。
 - (4) その他
次回の第3回契約監視委員会は、調達等合理化計画の自己評価結果の点検を行うこととし、4月下旬の開催で調整することとした。

以上

平成27年度第3回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時: 平成28年4月22日(金) 14:30~16:30
2. 場 所: JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者: 大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、高橋委員、大矢委員
4. 審議概要:
 - (1) 平成27年度第2回契約監視委員会のフォローアップ
第2回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
 - (2) 平成27年度調達等合理化計画の自己評価の点検
契約部から、平成27年度調達等合理化計画の自己評価について説明があり、特に問題となる自己評価結果はなかった。
なお、独自に取り組んでいる調達改革における改善内容とその状況について、時期を指定はしないが委員会へ報告するよう要請があった。
 - (3) 平成27年度第3四半期に新規に締結した契約の点検
平成27年度第3四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。
 - (4) その他
次回の第4回契約監視委員会は、平成28年度調達等合理化計画の点検を行うこととし、6月10日に開催することとした。

以 上

平成27年度第4回契約監視委員会議事要旨(案)

1. 日 時: 平成28年6月10日(金) 14:30~16:30
2. 場 所: JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者: 大木委員長、大久保委員、堀田委員、長沢委員、高橋委員、大矢委員
4. 審議概要:
 - (1) 平成27年度第3回契約監視委員会のフォローアップ
第3回契約監視委員会議事要旨(案)について事務局より報告し、了承された。
 - (2) 平成27年度調達等合理化計画の自己評価
契約部から、平成27年度調達等合理化計画の自己評価について、前回委員会での点検後に確定した契約件数等の数値など修正点の報告があり、特に意見はなかった。
 - (3) 平成28年度調達等合理化計画の点検
契約部から、平成28年度調達等合理化計画について、前年度との比較による変更点を中心に説明があり、了承された。
 - (4) 平成27年度第4四半期に新規に締結した契約の点検
平成27年度第4四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募案件並びに2か年度連続して一者応札・応募となった案件について、契約金額が大きいもの及び一般的な機器や作業の調達である案件について選定し、契約の妥当性等の点検が行われたが、特に問題となる契約はなかった。
なお、関連法人について各社の概要資料を次回の委員会へ提出するよう要請があった。
 - (5) その他
次回の平成28年度第1回契約監視委員会は、9月中旬頃に開催することとした。

以 上